（法第二条第十四号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の四　法第二条第十四号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。

2　前項の公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。

3　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二　（略）

三　地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）の内容

四～九　（略）

（法第二条第十六号ハの国土交通省令で定めるもの）

第九条の五　法第二条第十六号ハの国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第二条第十六号ロ⑵に掲げるものに該当するものを除く。）

二～七　（略）

第九条の六　（略）

（鉄道事業再構築実施計画の記載事項）

第二十四条　法第二十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（鉄道事業再構築実施計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項、第二十条第四項ただし書（同令第二十一条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条（第一号に係る部分に限り、同令第二十九条の二において準用する場合を含む。）、第二十七条の二（第一号に係る部分に限る。）、第二十七条の三（同令第二十九条の二において準用する場合を含む。）、第二十八条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第二十八条の二において読み替えて準用する第二十八条（第一号イからハまでに係る部分に限る。）並びに第二十八条の三（同令第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定による記載及び書類の添付について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）

第二十六条　（略）

2・3　（略）

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による記載及び書類の添付について準用する。

（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の二　法第二条第十一号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。

2　前項の規定による公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。

3　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二　（略）

三　前号の路線等において引き続き実施する運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）の内容

四～九　（略）

（法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるもの）

第九条の三　法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置の実施を促進する事業とする。

一　異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第二条第十三号ロ⑵に掲げるものに該当するものを除く。）

二～七　（略）

第九条の四　（略）

（鉄道事業再構築実施計画の記載事項）

第二十四条　法第二十三条第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（鉄道事業再構築実施計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）

第二十六条　（略）

2・3　（略）

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。